

ビザについて

オーストラリアでの滞在には何らかのビザが必要です。どんな滞在をするのか？どのくらいロングステイをしたいのか？何が目的なのか？などそれぞれの目的と条件により必要とされるビザが異なります。ここでは代表的な3つのビザ： 1 観光ビザ 2 学生ビザ 3 投資退職者ビザをご紹介します。

A) 観光ビザ

現在、日本人の旅行者には入国許可登録システム(ETAS)が導入されています。これにより、旅行会社でも、個人でもオン・ライン・システムを通して渡航許可が得られるようになりました。ETAS ビザは、通常1年間有効で、期間内は何度も渡航が可能。但し、1回の滞在は3ヶ月までです。但し、「観光ビザ」での滞在延長希望の場合は、条件次第では可能。滞在に必要な十分な資金証明や帰国のフライトの予約確認書、そして延長期間中の旅程表などの延期申請をする理由を証明する書類が必要です。延長申請は、オーストラリア国内(すなわちケアンズ)での申請となるので英語での手続きとなりますので、必要な方は弊社CQLAにご相談下さい。

B) 学生ビザ

1年以上にわたる長期滞在を希望し勉学意思のあるロングステイ希望者には、「学生ビザ」は年齢を問わずに発行されますので最適です。現在、学生ビザは観光ビザからの切り替えが可能です。学生ビザ保持者は入学申し込みをした学校がスポンサーとなるので、途中変更は基本的にできません。但し、観光ビザでも英語学校には最長12週間まで通えます。しかし、大学への入学資格は IELTS(英語の公的資格)で6.5以上なくてはならないなど条件はかなり厳しいので、大学で学びたいロングステイヤーは語学学校からスタートとなります。また、現在の学生ビザは、就労許可は自動的に含まれていない為、アルバイトを希望する学生は申請が必要です。

現在、学生ビザでロングステイされている方もおられますので、弊社CQLAへご相談ください。

C) 投資退職者ビザ

温暖な気候にめぐまれたココクイーンズ・ランド州ケアンズ(Cairns)で、長期休暇のロングステイやリタイア後にのんびりとした第二の人生を過ごしたい！ - そんな希望をかなえてくれるのが「退職者ビザ」です。2005年7月1日より、過去の退職者ビザ制度は廃止され、新たなビザとして「投資退職者ビザ」が設定されました。正式には「投資退職者ビザ」と称され、資金的条件が引上げられているのが特徴です。

この新制度では、オーストラリアのどの州に滞在を希望するかにより、ビザ申請時の条件が異なることが特徴で、シドニーなど都会ではなく、比較的田舎を希望する場合、州政府への投資金額が緩和されています。

ビザの発行は最初4年間で、2年毎の更新となります。申請には、夫婦のどちらかが55歳以上、配偶者以外に扶養家族なし、健康良好(プライベート保険加入義務あり)、犯罪歴が無く、オーストラリアで就労しないことを条件に、次の資産条件を満たしていれば取得できます。

- 州政府へ500,000ドル(または\$750,000ドル)の投資が可能なこと。
- 500,000ドル(または750,000ドル)以上の送金可能な資産があること。
- 年間50,000ドル(または65,000ドル)以上の年金や配当金などの収入があること。

注)ケアンズは優遇処置地域。()内の金額はシドニーやメルボルンなどの都会になります。

退職者ビザ = 投資退職者ビザを現地での申請ご希望の方は弊社CQLAコンサルタント部門へご相談下さい。